

# 平成 24 年 度 第 1 回

## 宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

### 会 議 次 第

日 時 平成 24 年 7 月 26 日 (木)  
午後 3 時 30 分 ~

会 場 宇都宮市役所 14 階  
14 D 会議室

#### 1 開 会

- ( 1 ) 協議会の役割
- ( 2 ) 委員紹介

#### 2 議 事

- ( 1 ) 議決事項
  - ・ 議案第 1 号 宇都宮市国民健康保険運営協議会会長の選出について
- ( 2 ) 報告事項
  - ・ 報告第 1 号 平成 23 年度国民健康保険特別会計の決算状況 (見込み) について
  - ・ 報告第 2 号 国保財政健全化に向けた平成 24 年度の取組について
  - ・ 報告第 3 号 平成 24 年度国民健康保険税の賦課状況について

- ( 3 ) その他

#### 3 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成24年7月2日現在

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	半貫光芳	市議会議員
	菊地公史	〃
	荒川恒男	〃
	山口ゆりえ	市商工会議所青年部理事
	鹿野順子	〃 女性部理事
	吉田利夫	市農業委員会 会長職務代理者
	相場カツ子	市農業委員会 委員
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師 代表	稲野秀孝	市医師会会長
	吉田良二	市医師会副会長
	齋藤公司	〃
	菊池進一	〃
	小林豊	市歯科医師会会長
	菊地善郎	市歯科医師会副会長
	廣田孝之	市薬剤師会理事
第3号委員 公益代表	福田智恵	市議会議員
	今井政範	〃
	渡辺道仁	〃
	西房美	〃
	○岡地和男	市社会福祉協議会 事務局長
	鈴木逸朗	市民生委員児童委員協議会会長
	山口裕	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員
第4号委員 被用者保険等 被保険者代表	野中貞明	栃木県トラック健康 保険組合常務理事
	栗田昭治	全国健康保険協会栃木支部 支部長
	直井茂	栃木県市町村職員共済組合 事務局長

○:会長職務代理者

## 事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
手 塚 英 和	保健福祉部長
川中子 武保	保健福祉部次長
横 山 恭 久	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
森 岡 安 夫	保健福祉部保険年金課長 <span style="float: right;">1</span>
本 澤 利 明	保健福祉部保険年金課長補佐
野 沢 努	保険年金課管理グループ係長
佐 藤 雅 俊	保険年金課国保給付グループ係長
五 月 女 広	保険年金課国保税グループ係長
阿 部 宏 之	保険年金課収納グループ係長
中 村 正 基	保険年金課滞納整理グループ係長
高 橋 善 行	保険年金課管理グループ総括主査 <span style="float: right;">2</span>
小井川 雅美	保険年金課給付グループ総括主査
高 橋 英 之	保険年金課国保税グループ総括主査

1 書記長

2 書記

## 協議会の役割

- ・ 国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に設置される附属機関である。
- ・ 国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があったときは、審議して答申を行う。
- ・ 国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出する。

【参考】宇都宮市国民健康保険運営協議会に関する法令（抜粋）

### 国民健康保険法

#### 第 2 章 市町村

（国民健康保険運営協議会）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

### 国民健康保険法施行令

#### 第 1 章 市町村

（国民健康保険運営協議会の組織）

第 3 条 国民健康保険運営協議会（第 5 条第 1 項及び附則第 1 条の 2 において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## 宇都宮市国民健康保険条例

### 第2章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 7人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 7人
- (3) 公益を代表する委員 7人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

## 宇都宮市国民健康保険規則

### 第1章 国民健康保険運営協議会

#### 第1節 諮問及び意見の提出

(諮問)

第1条 本市の国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があつたときは、審議して答申しなければならない。

(意見の提出)

第2条 協議会は、本市国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出することができる。

(答申及び意見の提出方法)

第3条 諮問に対する答申又は意見の提出は、文書をもつてしなければならない。

## 第2節 会議

### (招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、協議会が設置されて最初に行われる会議又は会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における会議においては、年長の委員が臨時に会議の議長の職務を行う。

第5条 協議会の招集は、委員に対する告知により行う。

2 前項の告知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

第6条 会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における協議会の招集は、市長が行う。

### (委員の欠席届)

第7条 協議会に出席することができない事情がある委員は、開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

### (会議の定足数)

第8条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

### (表決)

第9条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

### (会議)

第10条 協議会は、市長から諮問があつたとき、その他必要があると認めるときに開催するものとする。

第11条 協議会の委員7人以上の者から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

### (関係職員等の出席)

第12条 協議会は、必要があると認めるときは関係職員等の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

### (会議録)

第13条 会長は、書記をして会議録を調整させなければならない。

2 会議録には、すべての議事の状況を記載しなければならない。

3 会議録には、議事のほか開会及び閉会の年月日、時間、出席委員の氏名その他議長が必要と認める事項を記載しなければならない。

4 会議録に署名すべき委員は、議長のほか委員2人とし、会議の始めに議長が会議

に諮つてこれを定める。

5 会議録は、会議終了後速やかに調整しなければならない。

(準用規定)

第14条 本章に規定するもののほか、協議会の開閉、議案の審議等の議事に関しては、本市の議会の会議の一般の例による。

### 第3節 会長及び会長職務代理人

(会長及び会長職務代理人の選挙)

第15条 協議会の会長及び会長職務代理人の選挙は、無記名投票をもつて行い、有効投票の最多数をもつて当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

第16条 会長がその職務を辞したとき、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けるに至つたときは、速やかに会長の選挙を行わなければならない。

(会長等の任期)

第17条 会長及び会長職務代理人の任期は、委員の任期による。

(会長の職務)

第18条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

### 第4節 書記

(書記)

第19条 協議会に書記若干人を置き、市職員の中から市長が任命する。

(書記の職務)

第20条 書記は、会長の命を受けて協議会の庶務をつかさどる。

### 第5節 雑則

(公印)

第21条 会長の公印及びその取扱いは、宇都宮市公印規則(昭和36年規則第38号)の定めるところによる。

(委員台帳の作成)

第22条 委員の任期、職、氏名、種別等は、宇都宮市国民健康保険運営協議会委員台帳に登載しておかななければならない。

(委任)

第23条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

議案第 1 号

宇都宮市国民健康保険運営協議会会長の選出について

宇都宮市国民健康保険運営協議会会長を選出する。

(提案の理由)

中山勝二前会長の委員辞職に伴い，新会長を選出するもの。

【参考】国民健康保険運営協議会会長の選出方法

国民健康保険法施行令

(会長)

第 5 条 協議会に，会長 1 人を置き，公益を代表する委員のうちから，全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは，前項の規定に準じて選挙された委員が，その職務を代行する。

宇都宮市国民健康保険規則

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第 1 5 条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は，無記名投票をもって行い，有効投票の最多数をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たって得票数が同じであるときは，くじで定める。

3 委員中異議がないときは，第 1 項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。



歳 入						摘 要								
区 分	予 算 現 額 (円)	決 算 見 込 額 (円)	対 予 算 現 額 割 合	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 度 決 算 額 割 合		調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	還 付 未 済 額 (円) (再 掲)	不 納 欠 損 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 率 (%)	前 年 度 収 納 率 (%)	対 前 年 (%)
国民健康保険税	12,391,411,000	12,212,148,072	98.6%	12,115,955,016	100.8%		13,102,730,176	11,066,952,880	11,629,653	26,050,747	2,021,356,202	84.37	83.67	0.70
						過年度分	4,395,690,229	1,145,195,192	1,737,873	867,895,360	2,384,337,550	26.01	24.91	1.10
						合 計	17,498,420,405	12,212,148,072	13,367,526	893,946,107	4,405,693,752	69.71	68.68	1.03
一部負担金	4,000	0	0.0%	0	-									
国庫支出金	11,656,068,000	12,043,612,278	103.3%	11,477,778,064	104.9%									
療養給付費等負担金	9,470,422,000	9,472,268,239	100.0%	9,148,345,452	103.5%	一般被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等の34%								
						保険給付費分		6,598,797,626	円					
						後期高齢者支援金分		1,956,867,170	円					
						介護納付金分		916,603,443	円					
財政調整交付金	1,888,031,000	2,278,870,000	120.7%	2,040,025,000	111.7%	市町村間の国保財政力の不均衡を調整するための交付金 【対予算比 増の主な理由】保険者としての経営努力が評価されたことによる、特別調整交付金の増 【対前年比 増の主な理由】一般被保険者に係る保険給付費、後期高齢者支援金等の増								
高額医療費共同事業負担金	229,510,000	229,510,039	100.0%	213,504,743	107.5%	高額医療共同事業拠出金に対する国からの負担金。拠出額の1/4								
特定健康診査・特定保健指導負担金	49,674,000	36,359,000	73.2%	40,219,000	90.4%	特定健康診査・特定保健指導事業費に対する国からの負担金。健診費用の1/3 【対予算比 減の主な理由】特定健康診査の受診者数が見込みを下回ったことによる減 (見込み:28,170人 ⇒ 実績:21,981人) ※前年度実績:21,384人								
出産育児一時金補助金	6,830,000	7,830,000	114.6%	15,000,000	52.2%	平成21年10月から出産育児一時金を4万円引き上げし、平成22年度までは引き上げ分の1/2、平成23年度は引き上げ分の1/4が国から補助金として交付 【対予算比 増の主な理由】出産育児一時金の支給見込み件数の増(見込み:683件 ⇒ 補助申請:700件) 【対前年比 減の主な理由】補助率の減(平成22年度:1/2 ⇒ 平成23年度:1/4)								
災害臨時特例補助金	11,601,000	18,775,000	161.8%	0	皆増	東日本大震災の被災に伴う、保険税の減免及び一部負担金等の免除措置に対する国からの補助金。平成23年度創設。 【対予算比 増の主な理由】国民健康保険税 減免見込み額及び一部負担金等 免除見込み額の増								
介護従事者処遇改善臨時特例交付金	0	0	-	20,683,869	皆減	介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度に行われた介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための交付金。平成21年度は全額相当、平成22年度は半額相当を軽減措置として交付。平成22年度をもって廃止。								
療養給付費等交付金	2,153,937,000	2,537,429,947	117.8%	2,632,087,350	96.4%	退職被保険者の保険給付費から退職被保険者の税収額を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付 【対予算比 増の主な理由】過年度精算分における追加交付に伴う増								
前期高齢者交付金	9,290,596,000	9,290,596,173	100.0%	8,767,689,357	106.0%	前期高齢者の各保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため社会保険診療報酬支払基金から交付								
県支出金	2,223,569,000	2,097,838,039	94.3%	2,037,748,743	102.9%									
財政調整交付金	1,944,385,000	1,831,969,000	94.2%	1,784,025,000	102.7%	市町村間の国保財政力の不均衡を調整するための交付金								
高額医療費共同事業負担金	229,510,000	229,510,039	100.0%	213,504,743	107.5%	高額医療共同事業拠出金に対する県からの負担金。拠出額の1/4								
特定健康診査・特定保健指導負担金	49,674,000	36,359,000	73.2%	40,219,000	90.4%	特定健康診査・特定保健指導事業費に対する県からの負担金。健診費用の1/3 【対予算比 減の主な理由】特定健康診査の受診者数が見込みを下回ったことによる減 (見込み:28,170人 ⇒ 実績:21,981人) ※前年度実績:21,384人								

歳 入 (つ づ き)						摘 要																				
区 分	予 算 現 額 (円)	決 算 見 込 額 (円)	対 予 算 現 額 割 合	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 度 決 算 額 割 合																					
高額医療費共同事業交付金	924,046,000	924,359,164	100.0%	895,172,895	103.3%	1件の給付費が80万円を超える場合、その59%が国保連合会から交付																				
保険財政共同安定化事業交付金	4,014,870,000	4,014,870,507	100.0%	4,011,201,421	100.1%	1件の給付費が30万円を超える場合、その59%が国保連合会から交付																				
財 産 収 入	606,000	370,388	61.1%	481,122	77.0%	国民健康保険給付基金運用利子																				
繰 入 金	4,754,485,000	3,690,053,519	77.6%	3,093,934,348	119.3%																					
基 盤 安 定 繰 入 金	1,616,840,000	1,616,840,519	100.0%	1,578,219,348	102.4%	一般被保険者に係る保険税軽減に対する補填(県3/4, 市1/4)+保険者支援分(国1/2, 県1/4, 市1/4)																				
一 般 会 計 繰 入 金	3,137,644,000	2,073,213,000	66.1%	1,515,715,000	136.8%	法定の繰入及び法定外の任意の繰入 【対予算比 減の主な理由】法定外の任意の繰入の減 【対前年比 増の主な理由】法定外の任意の繰入の増																				
						<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">繰 入 内 容</th> <th>決 算 見 込 額 (円)</th> <th>前 年 度 決 算 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の繰入</td> <td>職員給与費, その他一般事務費 等</td> <td>958,376,000</td> <td>1,072,210,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法定外の 任意の繰入</td> <td>医療費の現物給付実施による国庫補助減額分 等</td> <td>146,981,000</td> <td>138,758,000</td> </tr> <tr> <td>平成22年度からの新たな基準による繰入 (特定健診・保健指導, 保険税減免, 無所得者支援分 等)</td> <td>967,856,000</td> <td>304,747,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>2,073,213,000</td> <td>1,515,715,000</td> </tr> </tbody> </table>		繰 入 内 容		決 算 見 込 額 (円)	前 年 度 決 算 額 (円)	法定の繰入	職員給与費, その他一般事務費 等	958,376,000	1,072,210,000	法定外の 任意の繰入	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分 等	146,981,000	138,758,000	平成22年度からの新たな基準による繰入 (特定健診・保健指導, 保険税減免, 無所得者支援分 等)	967,856,000	304,747,000	合 計		2,073,213,000	1,515,715,000
繰 入 内 容		決 算 見 込 額 (円)	前 年 度 決 算 額 (円)																							
法定の繰入	職員給与費, その他一般事務費 等	958,376,000	1,072,210,000																							
法定外の 任意の繰入	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分 等	146,981,000	138,758,000																							
	平成22年度からの新たな基準による繰入 (特定健診・保健指導, 保険税減免, 無所得者支援分 等)	967,856,000	304,747,000																							
合 計		2,073,213,000	1,515,715,000																							
基 金 繰 入 金	1,000	0	0.0%	0	-																					
繰 越 金	6,947,000	6,946,320	100.0%	34,828,059	19.9%	【対前年比 減の主な理由】平成21年度から平成22年度への繰越事業(保険税オンラインシステム修正業務委託)の終了による減																				
諸 収 入	123,773,000	172,565,509	139.4%	146,737,378	117.6%	延滞金, 徴収金収入等 【対予算比 増の主な理由】延滞金収入の増 【対前年比 増の主な理由】第三者求償額(交通事故等)の増																				
計	47,540,312,000	46,990,789,916	98.8%	45,213,613,753	103.9%																					

		歳 出				摘 要	
区 分	予 算 現 額 (円)	決 算 見 込 額 (円)	対 予 算 現 額 割 合	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 度 決 算 額 割 合		
総 務 費	592,303,000	540,731,439	91.3%	609,738,905	88.7%	職員給与費, 一般事務費, 徴税費, 運営協議会費等 【対前年比 減の主な理由】平成21年度から平成22年度への繰越事業(保険税オンラインシステム修正業務委託)の終了による減	
保 険 給 付 費	32,194,643,000	31,775,834,466	98.7%	30,939,281,746	102.7%		
療 養 給 付 費	28,241,610,000	27,864,581,428	98.7%	27,089,854,891	102.9%	医療処置, 手術などの治療に要する費用の国保負担分 1人当たり 200,050円	
療 養 費	464,052,000	455,608,578	98.2%	442,226,738	103.0%	いったん医療費を全額支払い, 後日申請により払い戻すもの 1人当たり 3,271円	
審 査 支 払 手 数 料	121,406,000	117,283,917	96.6%	115,930,634	101.2%	診療報酬明細書(レセプト)審査及び医療費の支払業務委託料(国保連合会に委託)	
高 額 療 養 費	3,045,447,000	3,023,134,033	99.3%	2,954,002,643	102.3%	1カ月の医療費の患者負担が, 一定額(70歳未満の標準世帯で80,100円)を超えた場合, その超えた額の全額を支給	
移 送 費	400,000	0	0.0%	0	-		
出 産 育 児 一 時 金	285,570,000	280,597,990	98.3%	301,140,000	93.2%	被保険者が出産した場合, 1人につき42万円を支給(産科医療補償制度の対象でない場合, 39万円を支給)	
支 払 手 数 料	158,000	128,520	81.3%	126,840	101.3%	出産育児一時金の直接支払制度(医療機関が被保険者との代理契約により出産育児一時金を受け取ることができる制度)に係る手数料	
葬 祭 費	36,000,000	34,500,000	95.8%	36,000,000	95.8%	被保険者が死亡した場合, 1人につき5万円を支給	
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	6,190,749,000	6,190,424,556	100.0%	5,490,164,097	112.8%	保険者から, 後期高齢者医療制度への支援金 【対前年比 増の主な理由】過年度分の精算による後期高齢者支援金の増	
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	18,563,000	18,337,580	98.8%	9,574,598	191.5%	保険者から, 前期高齢者に係る財政調整制度への納付金 【対前年比 増の主な理由】過年度分の精算による前期高齢者納付金の増	
老 人 保 健 拠 出 金	529,000	352,813	66.7%	77,566,036	0.5%	保険者から, 旧老人保健制度への拠出金	
医 療 費	0	0	-	77,195,399	皆減	【対前年比 減の主な理由】過年度分の精算により拠出が生じなかったことによる減	
事 務 費	529,000	352,813	66.7%	370,637	95.2%		
介 護 納 付 金	2,695,893,000	2,695,892,477	100.0%	2,601,954,974	103.6%	保険者から, 介護保険制度への納付金	
共 同 事 業 拠 出 金	5,102,217,000	5,102,214,761	100.0%	4,941,922,719	103.2%	高額な医療費に備えて, 県内市町で実施している再保険制度への掛金	
保 健 事 業 費	274,985,000	196,229,540	71.4%	208,144,017	94.3%	<主な費用> 特定健康診査等事業費 146,980,353 円 個別健診 9,544人 集団健診 12,437人 計 21,981人 健康づくり啓発活動費 27,500 円 パンフレット作成等 人間ドック・脳ドック検診料金補助金 24,510,000 円 人間ドック補助 2,175件 脳ドック補助 276件 計 2,451件 健康指導費 24,711,687 円 医療費通知送付(年6回) 368,506 件 【対予算比 減の主な理由】特定健康診査の受診者数が見込みを下回ったことによる執行残 (見込み:28,170人 ⇒ 実績:21,981人) ※前年度実績:21,384人	
基 金 積 立 金	606,000	370,388	61.1%	481,122	77.0%	国民健康保険給付基金の運用益の同基金への積立金	
諸 支 出 金	466,824,000	463,543,924	99.3%	327,839,219	141.4%	保険税還付金 65,277,795 円 還付加算金 4,506,200 円 過年度分国庫補助金返還金等 393,759,929 円 【対前年比 増の主な理由】過年度分国庫補助金の返還金の増	
予 備 費	3,000,000	0	0.0%	0	-		
計	47,540,312,000	46,983,931,944	98.8%	45,206,667,433	103.9%		

歳 入 額	46,990,789,916 円	45,213,613,753 円
歳 出 額	46,983,931,944 円	45,206,667,433 円
差 引 額	6,857,972 円 (次年度へ繰越)	6,946,320 円 (次年度へ繰越)

報告第2号

国保財政健全化に向けた平成24年度の取組について

1 保険税収納率の向上

施策	平成23年度実績	平成24年度の取組									
(1)口座振替の加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規加入</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>2,277件</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>1,988件</td> </tr> </tbody> </table> <p>うちペイジー利用329件(H23～)</p>	年度	件数	23	2,277件	22	1,988件	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替加入キャンペーンの実施(7～8月) 新規加入者を対象に、記念品贈呈・プレゼントキャンペーンを実施</li> <li>モバイル決済端末受付サービス(ペイジー)の周知 窓口での勧奨強化(繁忙期に受付専用デスクを設置)</li> </ul> <p><b>【目標】</b>新規加入2,800件(対前年度比 500件増)</p>			
年度	件数										
23	2,277件										
22	1,988件										
(2)資格の適正化 (二重資格者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当者への届出勧奨通知</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>851人</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>373人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	23	851人	22	373人	<ul style="list-style-type: none"> <li>二重資格者への届出勧奨の強化 <b>拡充</b> 強化月間を年1回から2回に変更(5月, 10月)</li> <li>啓発ちらしの配布 ハローワーク, 年金事務所, 全国健康保険協会などに配布</li> </ul>			
年度	件数										
23	851人										
22	373人										
(3)納税催告センター の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>催告件数</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>電話催告件数</th> <th>文書催告件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>7,317件</td> <td>7,418件</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>6,632件</td> <td>10,614件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	電話催告件数	文書催告件数	23	7,317件	7,418件	22	6,632件	10,614件	<ul style="list-style-type: none"> <li>催告の強化 滞納初期段階での電話催告・文書催告 架電接触後の後追いによる再架電の強化 出納閉鎖前の電話催告の強化</li> </ul>
年度	電話催告件数	文書催告件数									
23	7,317件	7,418件									
22	6,632件	10,614件									
(4)各種催告の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収嘱託員の現年度分徴収金額</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>133,528千円</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>128,475千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	金額	23	133,528千円	22	128,475千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収嘱託員による現年度滞納者への徴収強化 現年度滞納者に対しては、納税催告センターの催告後に、訪問が必要となる滞納者を絞り込んだ上で、徴収嘱託員による効果的な訪問徴収を実施</li> </ul> <p><b>【目標】</b>徴収額145,700千円(対前年度比 12,100千円増)</p>			
年度	金額										
23	133,528千円										
22	128,475千円										

施策	平成23年度実績	平成24年度の取組																											
(4)各種催告の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別催告（カラー催告） <table border="1" data-bbox="495 264 860 416"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>14,102 件</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>14,211 件</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・電話催告 <table border="1" data-bbox="495 464 1001 708"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>架電件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>4,062 件 (1,531 件)</td> <td>294,559 千円 (92,340 千円)</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>2,022 件 (548 件)</td> <td>203,761 千円 (54,043 千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内は、納付約束又は納付指導</p> </li> <li>・部内支援，全庁支援による臨戸訪問 <table border="1" data-bbox="495 855 1059 1003"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>部内</th> <th>全庁</th> <th>徴収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>249 件</td> <td>478 件</td> <td>2,170 千円</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>97 件</td> <td>301 件</td> <td>1,252 千円</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	年度	件数	23	14,102 件	22	14,211 件	年度	架電件数	金額	23	4,062 件 (1,531 件)	294,559 千円 (92,340 千円)	22	2,022 件 (548 件)	203,761 千円 (54,043 千円)	年度	部内	全庁	徴収金額	23	249 件	478 件	2,170 千円	22	97 件	301 件	1,252 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による電話催告・文書催告 累積滞納などへの電話催告・文書催告を継続的に実施 <u>【目標】特別催告送付件数 16,000 件（対前年度比 1,900 件増）</u></li> <li>・部内支援，全庁支援による臨戸訪問の実施 <u>【目標】徴収金額 3,000 千円（対前年度比 830 千円増）</u></li> </ul>
年度	件数																												
23	14,102 件																												
22	14,211 件																												
年度	架電件数	金額																											
23	4,062 件 (1,531 件)	294,559 千円 (92,340 千円)																											
22	2,022 件 (548 件)	203,761 千円 (54,043 千円)																											
年度	部内	全庁	徴収金額																										
23	249 件	478 件	2,170 千円																										
22	97 件	301 件	1,252 千円																										
(5)滞納処分の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差押件数，収納額 <table border="1" data-bbox="495 1098 1059 1246"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全体件数</th> <th>うち債権</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>297 件</td> <td>222 件</td> <td>115,486 千円</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>156 件</td> <td>124 件</td> <td>68,967 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>新規取組 生命保険の差押 6 件 自動車 の差押 1 件</p> </li> </ul>	年度	全体件数	うち債権	収納額	23	297 件	222 件	115,486 千円	22	156 件	124 件	68,967 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金差押の対象拡大 <b>拡充</b> 預金差押の対象として，従来の地方銀行・信用金庫等に加え，都市銀行も追加</li> <li>・生命保険，自動車の差押強化</li> <li><u>【目標】差押件数 420 件（対前年度比 123 件増）</u></li> </ul>															
年度	全体件数	うち債権	収納額																										
23	297 件	222 件	115,486 千円																										
22	156 件	124 件	68,967 千円																										

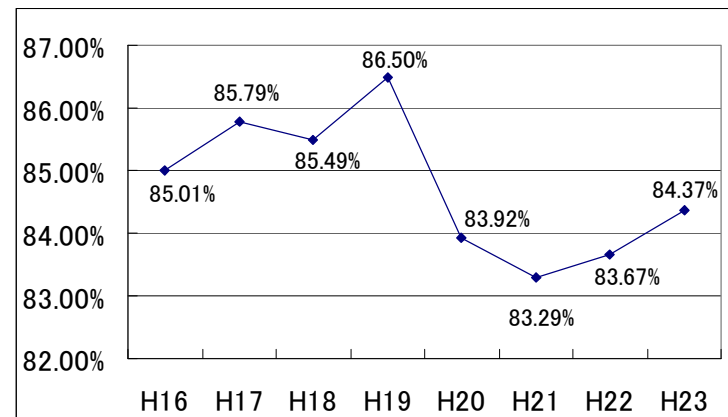
施策	平成23年度実績	平成24年度の取組												
(6)特別収納対策室との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>差押件数，収納額</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>差押件数</th> <th>うち債権</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>146件</td> <td>117件</td> <td>25,976千円</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>60件</td> <td>60件</td> <td>18,144千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	差押件数	うち債権	収納額	23	146件	117件	25,976千円	22	60件	60件	18,144千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊密な連携による差押の強化</li> </ul>
年度	差押件数	うち債権	収納額											
23	146件	117件	25,976千円											
22	60件	60件	18,144千円											
(7)資格証明書・短期被保険者証の適正交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付件数（24年3月末現在）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>資格証明書</th> <th>短期被保険者証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>2,413件</td> <td>3,803件</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>2,984件</td> <td>3,350件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	資格証明書	短期被保険者証	23	2,413件	3,803件	22	2,984件	3,350件	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正かつ効果的な交付</li> </ul> <p>定期的に納付している滞納者に対しては，有効期限を従来 of 3 か月から 6 か月に変更</p>			
年度	資格証明書	短期被保険者証												
23	2,413件	3,803件												
22	2,984件	3,350件												

現年度収納率の目標

平成24年度 86.50%

現年度収納率の推移

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
85.01%	85.79%	85.49%	86.50%	83.92%	83.29%	83.67%	84.37%



## 2 医療費の適正化・保健事業の充実

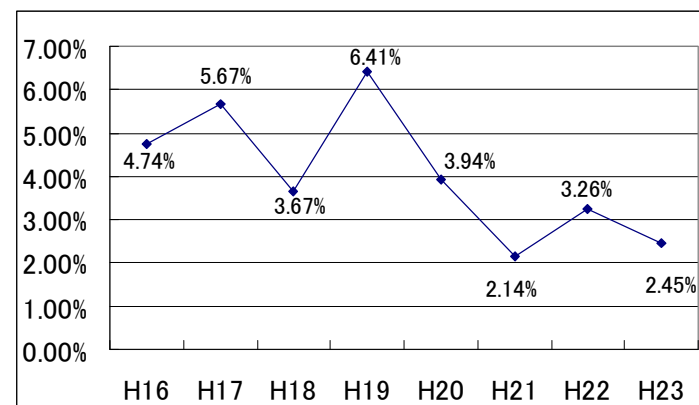
施策	平成23年度実績	平成24年度取組												
(1)ジェネリック医薬品の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保新規加入者へ「お願いカード」と「啓発ちらし」を配付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品差額通知の送付（8月～） <b>新規</b> 参考1「ジェネリック医薬品差額通知の送付について」参照</li> <li>・「お願いカード」と「啓発ちらし」の送付 保険証更新時に全被保険者へ送付</li> </ul>												
(2)特定健康診査・特定保健指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診状況</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象者数</th> <th>受診者数</th> <th>受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>86,547件</td> <td>19,916件</td> <td>23.0%</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>86,609件</td> <td>20,009件</td> <td>23.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>23年度は24年6月現在（確定は11月）</p>	年度	対象者数	受診者数	受診率	23	86,547件	19,916件	23.0%	22	86,609件	20,009件	23.1%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞等マスコミや啓発ポスター等による周知啓発 <b>新規</b> 下野新聞記事 参照</li> <li>・未受診者への受診勧奨（電話・郵送）</li> <li>・出前健診など健診機会の拡充</li> <li>・第2期特定健康診査等実施計画の策定 実施検討委員会において現計画の総括を行い，国の次期計画の動向も見ながら，参酌標準に配慮して策定</li> </ul>
年度	対象者数	受診者数	受診率											
23	86,547件	19,916件	23.0%											
22	86,609件	20,009件	23.1%											
(3)人間ドック・脳ドックの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診者数</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人間ドック</th> <th>脳ドック</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>2,175人</td> <td>276人</td> <td>2,451人</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>2,088人</td> <td>336人</td> <td>2,424人</td> </tr> </tbody> </table> <p>助成額 10,000円 （特定健診と同時受診の場合 15,586円）</p>	年度	人間ドック	脳ドック	合計	23	2,175人	276人	2,451人	22	2,088人	336人	2,424人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報紙，国保だより等での周知 【目標】受診者数 2,900人（対前年度比 400人増）</li> </ul>
年度	人間ドック	脳ドック	合計											
23	2,175人	276人	2,451人											
22	2,088人	336人	2,424人											
(4)健康づくり支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国健康保険協会との共催によるセミナーの開催（24年3月） <b>新規</b></li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>会場数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>3か所( )</td> <td>280人</td> </tr> </tbody> </table> <p>市文化会館ほか</p>	年度	会場数	受講者数	23	3か所( )	280人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりに関する講演会を実施 全国健康保険協会と共催（11～12月開催で調整中）</li> </ul>						
年度	会場数	受講者数												
23	3か所( )	280人												

施策	平成23年度実績	平成24年度の取組									
(5)レセプト点検の強化	<p>・レセプト点検</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>該当件数</th> <th>財政効果額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>23,513 件</td> <td>244,508 千円</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>26,214 件</td> <td>256,779 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>H23 は国保連合会のシステムトラブルにより 処理件数が減少</p>	年度	該当件数	財政効果額	23	23,513 件	244,508 千円	22	26,214 件	256,779 千円	<p>・レセプト点検の強化</p> <p>【目標】財政効果額 260,000 千円（対前年度比 15,500 千円増）</p>
年度	該当件数	財政効果額									
23	23,513 件	244,508 千円									
22	26,214 件	256,779 千円									

1人当たり医療費増加率（対前年度比）の目標  
平成24年度 2.25%

一人当たり医療費増加率（対前年度比）の推移

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4.74%	5.67%	3.67%	6.41%	3.94%	2.14%	3.26%	2.45%





# ジェネリック医薬品差額通知の送付について

ジェネリック医薬品の普及促進を目的として、ジェネリック医薬品に変更した場合の差額を被保険者に通知するもの。

- 1 開始時期  
平成24年8月から（5月、8月、11月、2月の年4回）
- 2 差額通知の作成基準  
「院外処方によるもの」「18歳以上の被保険者を対象」「精神・がん系の医薬品は除外する」「7日以上服用期間となるもの」  
「1薬剤につき差額幅が300円以上となるジェネリック医薬品のうち、価格幅が最小のもので計算」  
約5千人/月が対象
- 3 サンプル

<p style="text-align: center; color: #e91e63;">郵便はがき</p> <p>320-0000 栃木県宇都宮市 1丁目1番1号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">記号番号 送付月</p> <p style="text-align: center;">郵便番号バーコード</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">宇 都 宮 市</p> <p style="text-align: center;">保健福祉部保険年金課</p> <p>〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 TEL：028-632-2317</p> </div> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin-top: 10px;">ジェネリック医薬品 についてのお知らせです</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">システム付与コード</p> <p style="font-size: x-small;">万一、このハガキが湿っている場合は、十分に乾かしてから裏面より開封し、中をご覧ください ▶▶▶▶▶</p>	<p style="text-align: center;">山折</p> <p style="text-align: center;">谷折</p> <p style="text-align: center;">ジェネリック医薬品についてのお知らせ 様</p> <p style="text-align: center;">この通知は、平成99年99月に7日間以上の期間で処方された医薬品のうち、下記の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合の軽減の可能性を、参考としてお知らせするものです。</p> <p style="text-align: center;">*** ジェネリック医薬品に変更を希望される場合は、医師、薬剤師にご相談ください ***</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">処 方 実 績 医 薬 品 名</th> <th style="text-align: center;">自己負担相当額</th> <th style="text-align: center;">ジェネリック医薬品に切り替えた 場合に削減できる自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コバシル錠4mg</td> <td style="text-align: right;">1,217</td> <td style="text-align: center;">517~</td> </tr> <tr> <td>オメプラール錠20 20mg</td> <td style="text-align: right;">1,428</td> <td style="text-align: center;">443~</td> </tr> <tr> <td>ベザトールSR錠200mg</td> <td style="text-align: right;">716</td> <td style="text-align: center;">407~</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">3,361</td> <td style="text-align: center;">1,367~</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、ほぼ同一の主成分で新たに製造流通が開始されたため、開発コストが抑えられた後発医薬品のことです。</p> <p style="font-weight: bold; font-size: small;">【ご注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示された医薬品はジェネリック医薬品が存在する医薬品のみで、処方された医薬品すべての表示ではありません。</li> <li>・病院や薬局に、すべてのジェネリック医薬品が備えられているわけではありません。</li> <li>・「自己負担相当額」は、医薬品代のみ額です。実際の窓口負担額には、調剤料、指導料などが含まれます。</li> <li>・ジェネリック医薬品は複数存在する場合があります。また「自己負担相当額」は、処方数量から計算した推計額であるため、実際に支払う金額と異なる場合がありますので、あくまで目安としてご覧ください。</li> </ul> <p style="font-size: x-small;">「ジェネリック医薬品についてのお知らせ」についての照会専用フリーダイヤル 0120-53-0006（平日の午前9時～午後5時） 社団法人国民健康保険中央会内</p> <p style="text-align: center;">山折</p>	処 方 実 績 医 薬 品 名	自己負担相当額	ジェネリック医薬品に切り替えた 場合に削減できる自己負担額	コバシル錠4mg	1,217	517~	オメプラール錠20 20mg	1,428	443~	ベザトールSR錠200mg	716	407~	合 計	3,361	1,367~
処 方 実 績 医 薬 品 名	自己負担相当額	ジェネリック医薬品に切り替えた 場合に削減できる自己負担額														
コバシル錠4mg	1,217	517~														
オメプラール錠20 20mg	1,428	443~														
ベザトールSR錠200mg	716	407~														
合 計	3,361	1,367~														



報告第3号

平成24年度国民健康保険税の賦課状況について

1 税率と課税限度額

区 分	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分 (40歳以上65歳未満)	
	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度
所得割	6.00 %		2.35 %		2.05 %	
均等割	23,300 円		8,200 円		8,200 円	
平等割	20,000 円		7,000 円		6,900 円	
課税 限度額	510,000 円	500,000 円	140,000 円	130,000 円	120,000 円	100,000 円

2 当初賦課の状況(全体分)

区 分		24年度	23年度
世 帯 数		80,563 世帯	80,220 世帯
被 保 険 者 数		139,645 人	140,507 人
応能 49.1%	所得割	7,083,729 千円	7,183,007 千円
応益 50.9%	均等割	4,798,461 千円	4,836,905 千円
	平等割	2,442,873 千円	2,438,442 千円
賦 課 額 計 ( + + ) A		14,325,063 千円	14,458,354 千円
軽 減 額 B		1,321,665 千円	1,293,973 千円
課 税 額 ( A - B )		13,003,398 千円	13,164,381 千円
1世帯当り課税額		161,407 円	164,103 円
1人当り課税額		93,118 円	93,692 円

応能・応益割合は、医療保険分の一般被保険者分の割合

3 軽減額の内訳

区 分	24年度		23年度	
	世 帯	金 額	世 帯	金 額
7割軽減	17,934 世帯	972,918 千円	17,561 世帯	958,716 千円
5割軽減	3,278 世帯	182,084 千円	3,050 世帯	170,870 千円
2割軽減	9,201 世帯	166,663 千円	8,924 世帯	164,387 千円
合 計	30,413 世帯	1,321,665 千円	29,535 世帯	1,293,973 千円